管理有料高速道路「関門トンネル」の料金の額及び徴収期間の変更公告

日本道路公団が公告した管理有料高速道路「関門トンネル」の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 30 年３月 30 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

２⑴のうち、「平成30年３月31日までの」及び「平成30年４月１日以降の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に、消費税率を乗じた額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料　　金	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	19.048

」を削る。

阪神高速道路工事開始公告

平成 30 年阪神高速公告第６号

阪神高速道路株式会社において阪神高速道路の新設工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 30 年３月 30 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事開始の日
大阪府道高速大和川線	大阪府堺市北区常磐町二丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで	新設工事	平成30年４月１日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 30 年阪神高速公告第７号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成30年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 30 年３月 30 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑹②の表中「大阪府道美原太子線（南阪奈有料道路）」を「一般国道165号（南阪奈道路）」に改める。

２．記Ⅰ〔１〕４⑿⑥を以下のとおり改める。

⑥　記⑤に基づき届出した有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

路外パーキングサービス社会実験に関する割引

イ　割引を適用する自動車

阪神高速道路株式会社（以下「会社という」。）が別に定める軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

ロ　割引内容

記イに定める自動車においては、会社が別に定めるところにより、ＥＴＣカードを使用して、記ニに定める指定出口から流出し、引き続いて記ニに定める指定入口に再流入した場合、最初に流入した阪神高速道路の入口から指定出口までの利用距離に応じた通行料金及び指定入口から最後に流出した阪神高速道路の出口までの利用距離に応じた通行料金の合算額を徴収せず、最初に流入した阪神高速道路の入口から最後に流出した阪神高速道路の出口までの利用距離に応じた通行料金を徴収するものとする。なお、路外パーキングサービス社会実験に関する割引に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、障害者割引及び事業者向け大口・多頻度割引とし、割引相互間の重複適用の有無及び順序は次のとおりとする。

ａ　重複適用の有無

	路外ＰＡ
上限料金	○
障割	○
大口・多頻度	○

	○・・・	重複適用あり
上限料金	×・・・	重複適用なし
○	障割	
○	×	大口・多頻度

㈱　「路外ＰＡ」は路外パーキングサービス社会実験に関する割引、「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「障割」は障害者割引、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。」

ｂ　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	路外パーキングサービス社会実験に関する割引
2	上限料金の引下げに係る割引
3	障害者割引
4	事業者向け大口・多頻度割引

ハ　割引を実施する期間

平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間

ニ　指定出入口

指定出口	指定入口
兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広（大阪方面へ進行する出口）	兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広（大阪方面へ進行する入口）
兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広（神戸方面へ進行する出口）	兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広（神戸方面へ進行する入口）

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成 30 年第３号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 30 年３月 30 日

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　三原　修二

記

２⑷ルイ③を、平成30年４月１日から次のとおり変更する。

③　実施期間

平成30年４月１日（日）から平成31年３月31日（日）まで